

保健福祉文教委員会

送付 1 6 - 3

心身障害者手当と難病患者福祉手当に関する陳情

受付年月日

平成 1 6 年 6 月 1 日

陳 情 者

千代田区神田神保町 2 - 4 8

山 口 基

陳 情 書

(陳情趣旨)

私は千代田区で生活して70年有余になります。生来不自由な身障者の一人として今日に至りました。現在身障者2級の手当と年金を受けていますが、最近頸部に病気を患い病院で診察を受けたところ不治の難病だから保健所で認定を受けた方が良いと医師より云われましたので早速保健所の方へその手続きをしました。区の生活福祉課へもその旨を申出ましたところ、私はもうすでに身障者手当が出ているから難病の手当は受けられないとの事でした。生来身障者の上に新たに難病となった二重の苦しみを受けた者に現在の区の制度では片方しか手当がないのです。身障者と難病者とが同一人物にあります。今の区のごうした片方のみという制度は実状に即したものとはどうしても考えられません。この制限を何とか緩和されて私のような二重の苦しみにある人に援助の手を差し伸べて下さいますよう切にお願い申し上げます。

なお保健所の方は、難病の人には医療費の補助しかないと申しております。私は現在医療費の受給者証(青いカード)を受けておりますので難病認定を受けてもその恩典には浴さないですみます。青い受給者証の方が効力が大きいわけです。

病気の実状

頸の骨にある椎間板がすりへってもうなくなってしまっているのです。

平成16年6月1日

千代田区議会議長 殿